

★ご挨拶

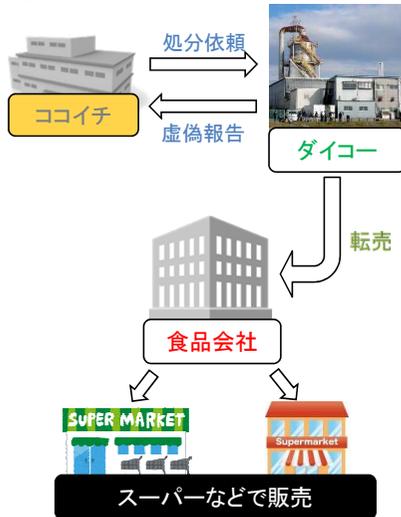
この度、ダイコー株式会社／本社（愛知県稲沢市）により杏番屋（ココイチ）のビーフカツ横流し事件が起こりました。最近類を見ない話題性のある事件で、マスコミもこぞ取り上げています。

世間的にはダイコーが加害者でココイチが被害者という捉え方ですが（もちろん、一番の被害者は一般消費者ですが）、処理業者として思うことは「ココイチは事前にダイコーの危険性を見抜けなかったのか？」という点です。

今回の事件では、ダイコーが商品を不法投棄ではなく横流ししていたため、ココイチ側が罪に問われる可能性は低いと考えられますが、もしダイコーが不法投棄を行っていたとすれば、ココイチ側も何らかの罰則が科せられていただろうと推測できます。

そうならないためには、『処理業者の選定』が特に重要となります。廃棄物を委託する前に適正な与信審査を行い、リスク回避を行いましょ。適正な処理業者を選定できるかが、廃棄物処理の成否を握ると言っても過言ではありません。

★事件の経緯



この事件では、ココイチ側が製造ラインで異物混入の疑いのあるビーフカツを発見し、ダイコーに「廃棄物として」処理委託をしています（収集運搬処分の委託なのか、処分だけの委託かは不明）。そして、ダイコーは一部のビーフカツのみを堆肥化し、残りのカツは卸業者等へ売却していました。その際にダイコーが回付したマニフェストには「全量堆肥化処分」と記載されていたそうです。

マニフェストは法定期限内にココイチ側へ返却されており、処理委託契約書正しく締結できていたため、少なくとも書面上は何も問題が無かったようです。

また、ダイコーによるマニフェスト交付状況報告も愛知県になされており、表面上の義務もきちんとなさっていたそうです。

★マニフェストを完全に信用してもよいのか？



排出事業者としては、普段、自社の廃棄物が正しく処理されたかを確認するために、処理業者が記載したマニフェストの内容をチェックするのは当然のことですが、マニフェストの内容をそのまま鵜呑みにすると危険だ、ということは今回の事件で明るみになった、マニフェストの問題点の1つです。

そもそもマニフェスト制度は“処理業者は虚偽の記載をしない”という信用と、“マニフェストの虚偽記載をした処理業者は処理業許可を剥奪されるため、そのようなリスクを犯す業者はいない”という2本の柱で成立しています。しかし、今回の事件のように自社の利益のためにリスクを犯す処理業者も存在するため、マニフェストに記載された情報だけを信用することは、大きなリスクが伴います。

★適正な処理業者を事前にチェックする方法



実は、どう見ても大丈夫な処理業者を選定することは、さほど難しくありません。

一番のポイントは“処理料金”です。産業廃棄物の処理においては、処理料金の安さがそのままリスクに直結します。業界平均価格よりも明らかに安い料金を提示する業者は、処理工程のどこかで手を抜く（人件費を削る、不法投棄をする等）必要があるためです。今回のダイコーは、ビーフカツ（動植物性残さ）を運搬費用込みでキロ当たり12円で処理していたそうです。このような、赤字になりそうな低廉な価格設定をして全国から仕事を受注し、横流しをすることで利益を得ていたようです。実際、決算書によると、横流しによる利益を除いた本業による利益は微々たるものだったそうです。

今回の事件では、様々な排出事業者がダイコーに処理を委託していましたが、一番の理由は処理料金の安さではないかと想像できます。

このように、適正な業者かどうかを見極める簡単な方法は「数字」を見ることです。上記以外にも、“決算書の数値があまり良くないのに、社長の羽振りが良い”などという場合も要注意です。

★今月のコラム ～パン系ヒーローを廃棄物の視点で検証する～

前回より、顔を取り替えて強くなる食品系ヒーローについて検証しています。前は「取り替えた後の顔をすぐに回収していれば、不法投棄には該当しない」という結論に至りましたが、取り替えた顔を放置してしまった場合はどうなるのでしょうか？

「悪者をやっつけた高揚感で、すっかりパンのことを忘れていました。」なんだかどこの記者会見で聞きそうな言葉です 笑
パンをその辺りに放置すると当然ですが腐ってしまい、ハエやネズミ等の害虫が発生します。また、パンの量にもよりますが、悪臭が漂い周囲の住民の方に被害が及ぶ可能性が極めて高くなります。水源の近くに放置されていたとすれば、水質汚濁に繋がる可能性もあります。そうすると、廃棄物処理法の目的の1つである「生活環境の保全」を脅かす重大事件となり、このような場合は「不法投棄に該当する」可能性が高くなります。

しかし、今回のビーフカツ転売事件のように、捨てたパンを誰かが回収して転売したとすれば「生活環境の保全」とは無関係となり、いきなり不法投棄に問われる可能性はグッと低くなります。あえて「グッと」としたのは、今回のビーフカツ転売事件では、排出事業者は適正な処理委託をしている（はず）ですが、本コラムの排出事業者は「パンを忘れていた」としているため、この点は大きな違いだということをお忘れなきようお願いいたします。